

令和3年12月9日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政策局・総務局

目 次

ページ

真鶴町の過疎対策について…………… 1

真鶴町の過疎対策について

1 経過

令和3年4月1日	真鶴町が過疎地域として公示
7月1日	第2回県議会定例会総務政策常任委員会に神奈川県過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）の策定について報告
7月21日～8月20日	県方針（素案）について県民意見募集を実施
9月29日	第3回県議会定例会総務政策常任委員会に県方針（案）を報告
10月27日	県方針（案）について国が同意
11月9日	県方針を策定
11月19日	真鶴町過疎地域持続的発展計画（以下「町計画」という。）（案）に同意
12月1日	真鶴町が町計画を策定

2 町計画の概要

真鶴町は、県方針に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）の定める次表記載の法定11分野ごとに過疎対策の計画を策定した。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 移住・定住 (2) 地域間交流・人材育成
2 産業の振興 (1) 農業 (2) 林業 (3) 水産業 (4) 商工業 (5) 観光 (6) 就業の促進
3 地域における情報化
4 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 道路等 (2) 公共交通
5 生活環境の整備 (1) 上水道施設 (2) 下水道施設 (3) 廃棄物処理 (4) し尿処理 (5) 火葬場 (6) 消防・防災 (7) 公営住宅 (8) 公園
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1) 高齢者福祉 (2) 児童福祉 (3) 障がい児者福祉 (4) 保健衛生
7 医療の確保 (1) 診療施設 (2) 救急医療
8 教育の振興 (1) 社会教育 (2) 学校教育
9 集落の整備
10 地域文化の振興等
11 再生可能エネルギーの利用の推進

3 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正

(1) 条例改正の経緯

- ・ 県では、県内の過疎地域市町村を支援するため、平成30年3月に、旧過疎立法である「過疎地域自立促進特別措置法」に規定する減収補填措置を活用した県税の課税免除を行う「過疎地域における県税の課税の特例に関する条例」を制定した。
- ・ 令和3年4月に施行された過疎法においては、減収補填される地方税の課税免除の対象が拡充された。

(2) 条例改正の概要

過疎法に定める減収補填措置を活用した県税の課税免除を行うため、減収補填措置の対象となる課税免除を定める省令を引用するなど、所要の改正を行う。

<参考> 条例改正による課税免除の変更点

項目	現行	条例改正による変更点
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業	「情報サービス業等」を追加
対象となる設備投資	新設、増設のみ	「改築」や「修繕」等を追加
取得価額要件	2,700万円超	資本金の額に応じ、500万円以上に引下げ
設備投資の期間	平成29年4月1日から令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
対象区域	過疎地域内	「産業振興促進区域内」(※)に変更
税目及び免除期間	事業税：3年間 (畜産業、水産業は5年間) 不動産取得税：取得時のみ 固定資産税：3年間	(変更なし)

※ 過疎地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展計画において、産業の振興を促進する区域として定められた区域

(3) 今後の予定

令和4年2月 第1回県議会定例会に条例改正を提案
3月 改正条例の施行